

注意 トラクターの公道走行は

公道走行については各種の免許と灯火器等の設置が必要。

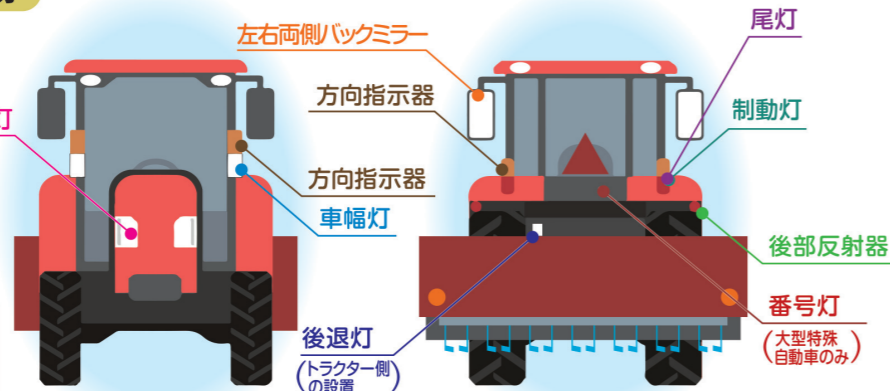
Q: 灯火器等の設置箇所は？

A: 下記の項目をチェックしてみましょう。

チェックが必要な灯火器等

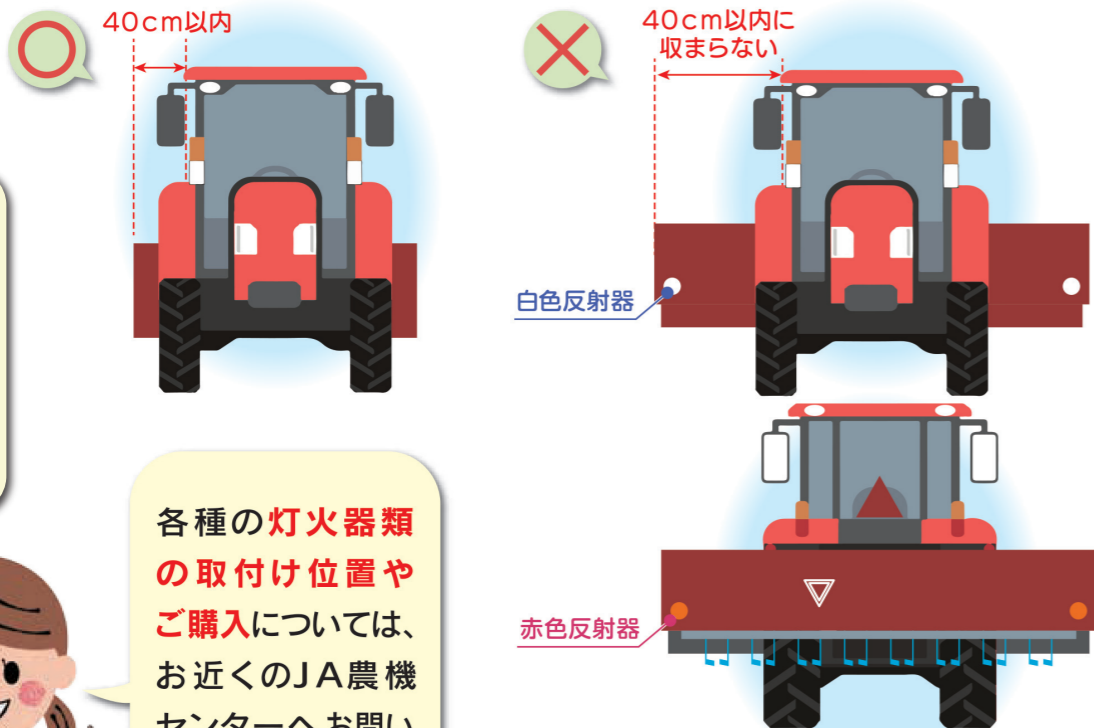
- 方向指示器
- 後部反射器
- 前照灯 車幅灯※ 前照灯
- 尾灯 制動灯※
- 後退灯※
- 番号灯 ← 大型特殊自動車のみ
- 左右両側バックミラー

※全長が 4.7m 以下、全幅 1.7m以下、全高 2.0m以下、且つ最高速度 15km/h以下のトラクタは、取付（車幅灯、制動灯、後退灯、左右両側バックミラー）が義務付けされていません。



Q: それぞれ外側から 40cm 以内とならない場合は？

A: 作業機の前面の両側の最外側に **白色反射器** を備えること
作業機の後面の両側の最外側に **赤色反射器** を備えること
制限を受けた自動車の標識 (▽) を後面に装着すること



改めて、ご確認をお願いいたします。

各種の灯火器類の取付け位置やご購入については、お近くのJA農機センターへお問い合わせください。

※全幅が 2.5m を超えた場合、道路管理者（国道・県道・市町村）から特殊車両通行許可を得る必要があります。

各種灯火器や反射器は他の交通から確認出来る位置に設置

条件や免許が必要です！



トラクターをお持ちの組合員へご連絡します。
2019年の4月以降

ロータリー等 直装タイプの作業機 を装着したまま公道走行が可能となりました！

但し、ご自身で運転免許証をご確認ください。

※直装タイプとはブロードキャスターやライムソワー等を言う。

Q: 公道走行に必要な免許は？

A: 小型特殊免許・普通免許もしくは大型特殊免許（農耕用）が必要

小型特殊免許・普通免許

但しトラクターに作業機を装着した状態の寸法が
全長4.7m以下 全幅1.7m以下
全高2.0m以下 時速15km/h以下



大型特殊免許（農耕用）

下記の基準が一つでも上回る場合
全長4.7mを超えるもの 全幅1.7mを超えるもの
全高2.0mを超えるもの 時速15km/hを超えるもの



※無免許運転をした場合※ 運転免許の取り消し（交通違反点数 25 点）

Q: 道路運送車両法の改正前と改正後は？（2019年4月より）

A: 一定の条件を満たした場合、公道走行が可能となった。

	改正前		改正後
ロータリー（直送タイプ）	トラクターと作業機（ロータリー）を装着した場合、公道走行が出来なかった。	国土交通省の 保安基準の緩和措置	灯火器類の設置、各種の運転免許取得、作業機の幅、最高速度などの一定の条件を満たした場合、公道走行が可能となった。

灯火器や反射器等を装着し、安全に公道を走行しましょう！

熊本県下 JA・JA 熊本経済連